

(案)

資料15

区域計画の変更の認定申請書

令和7年 月 日

内閣総理大臣 殿

福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

令和7年3月7日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第9条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

「法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業」に1事業を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

資料 15 別紙

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（変更案）

令和 7 年 5 月 29 日

福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) ～ (5) 略

(6) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業

内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例

(国家戦略特別区域法第 19 条の 2 に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業)

区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後 5 年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】

①～③⑥ 略

③⑦ Inferara株式会社（福岡市中央区、令和 6 年10月18日設立）

以下 略

新旧対照表

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
1 略 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(5) 略 (6) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業 内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例 (国家戦略特別区域法第19条の2に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業) 区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後5年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】 ①～⑳ 略 ㉟ <u>Inferara 株式会社（福岡市中央区、令和6年10月18日設立）</u> 以下 略	1 略 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(5) 略 (6) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業 内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例 (国家戦略特別区域法第19条の2に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業) 区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後5年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】 ①～㉟ 略 [加える。] 以下 略